

## 静岡県立大学短期大学部学生の懲戒に関する規程

平成19年4月1日 規程第121号

静岡県立大学短期大学部学則（以下「学則」という。）第40条における懲戒は、教育的な配慮の下に、学生の自戒と自粛を促し学生としての本分に反する行為を抑止することを目的とする。よって、この規程及び「静岡県立大学短期大学部学生の懲戒に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を定め、懲戒における教育的な配慮と公平性を学生に保証し、併せて、本学の教育的意志を学内外に示すこととする。

（趣旨）

第1条 この規程は、静岡県立大学短期大学部学則第40条第3項の規定により、学生の懲戒に関し、必要な事項を定める。

（調査委員会）

第2条 静岡県立大学短期大学部（以下「本学」という。）には、学生の懲戒対象行為（ガイドラインに定める懲戒処分に係る行為）に係る調査委員会をおく。

2 調査委員会は、学生の懲戒対象行為を確認したとき、懲戒対象行為に係る事実認定を行う。

3 調査委員会は、前項の事実認定に基づき、懲戒の内容を審議し本学部長（以下「部長」という。）に報告する。

4 調査委員会の委員は、本学各学科等の推薦により構成する。

（懲戒の公平性及び調整）

第3条 部長は、前条第3項の懲戒の内容に関して、学生委員会に報告し、その公平性を諮る。

2 学生委員会は、前項の報告に対して全学的な公平性の観点で検討し、その結果を部長に報告する。

3 学生委員会委員長は、前項の検討に際し、公平性の保持が明白な場合に限り、学生委員会の議を経ずに部長に報告することができる。

（学長への上申及び報告）

第4条 部長は、第2条第3項及び第3条第2項に規定する報告を受けたときは、教授会の議を経て、当該事案における事実関係及び懲戒の内容を文書により学長に上申する。

2 部長は、第2条第2項に規定する事実認定を行ったとき、当該事案が懲戒処分に当たらないと決定された場合であっても、当該事案における事実関係を文書により学長に報告する。

（懲戒の決定）

第5条 学長は、第4条第1項に基づく上申があったときは、教育研究審議会の議を経て、当該事案の懲戒処分を決定する。

（懲戒処分の告知及び発効日）

第6条 懲戒処分の告知は、文書をもって、学長が本人に対して行う。

2 懲戒処分の発効日は、原則として教育研究審議会が処分を議決した日とする。

（非公開の原則）

第7条 懲戒処分に関する情報は、原則として、本人以外に対して非公開とする。

2 学生に関して作成する文書には、懲戒の有無及びその内容等を記載しないものとする。

(退学)

第8条 学則第40条第2項の退学は、学生としての身分をはく奪するものである。

(停学)

第9条 学則第40条第2項の停学は、無期停学及び有期停学とする。

2 6ヶ月以上の停学を無期停学とし、確定期限を付さず、指導の状況及び生活態度等を勘案しながら解除の時期を決定する。

3 6ヶ月未満の停学を有期停学とし、確定期限を付すものとする。

4 部長は、無期停学処分を受けた学生について、その反省の程度及び学習意欲等を総合的に判断して、その処分を解除することが適切と思われるときは、教授会の議を経て、学長に処分の解除を上申することができる。

5 学長は、処分解除の上申を受けたときは、教育研究審議会の議を経て、無期停学の解除を決定する。

6 無期停学は、原則として6ヶ月を経過した後でなければ解除することができない。

7 無期停学の解除の告知は、文書をもって、学長が本人に対して行う。

(訓告)

第10条 学則第40条第2項の訓告は、懲戒対象行為に対する改善を促すため、本学としての教育的意志を告げるものである。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。